

平成19年生駒市教育委員会第5回定例会会議録

1 日 時 平成19年5月29日(火) 午前10時

2 場 所 生駒市コミュニティセンター 301会議室

3 審査事項

- (1) 臨時代理につき承認を求めることについて
(生駒市社会教育委員の委嘱について)
- (2) 臨時代理につき承認を求めることについて
(生駒市スポーツ振興審議会委員の委嘱について)
- (3) 平成19年児童・生徒・園児数について
- (4) 子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会第2次報告について
- (5) 生駒市社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会の設置について
- (6) 生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について
- (8) 生駒市立幼稚園預かり保育実施要綱の制定について
- (9) 平成19年生駒市議会(第3回)定例会提出議案の意見について

4 出席委員

委員長	中 井 公 人	委員(委員長職務代理者)	中 田 和 子
委員	木 下 正 己	教育長	早 川 英 雄

5 欠席委員 なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長	中 田 好 昭	生涯学習部長	長 田 二 郎
生涯学習部参事	中 田 一 男	教育総務課長	峯 島 妙
教育指導課長	西 井 久 之	学校給食センター所長	奥 谷 茂 治
生涯学習振興課長	米 田 秀 一	女性青少年課長	細 川 隆 庸
中央公民館長	松 本 裕 孝	図書館館長	平 井 克 典
南コミュニティセンター館長	上 埜 秀 樹	北コミュニティセンター館長	奥 村 直 幸
体育振興課課長	中 井 宏	教育総務課課長補佐	辻 中 伸 弘
教育指導課課長補佐	井 上 廣	生涯学習振興課課長補佐	西 野 敦
芸術会館長	行 元 政 樹	図書館副会館長	辻 中 昇

教育指導課指導主事 松 田 由起子 書記
書記 村 田 充 弘

楠 下 崇 子

7 その他の出席者

子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会委員長 岩 田 憲 一

8 傍聴者 2名

午前10時開会

○中井委員長：平成19年生駒市教育委員会第5回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第1、前回会議録の承認を議題といたします。

会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午前10時から午後5時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第5回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午前10時から午後5時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第3、諸般の報告について、各部庶務担当課長から報告を受けます。

①6月の行事予定について（峯島課長及び米田課長から説明）

②生駒市生涯学習推進基本方針の策定について

○米田課長：生駒市生涯学習推進基本方針の冊子につきまして、ご説明いたします。

本方針は過日、生駒市社会教育委員会議から教育委員会へ頂きました答申に基づき、策定し、今回、冊子として作成したものでございます。

これからは、本方針を基に市民が積極的に生涯学習に取り組み、その学習成果をいかすことを通して、生涯学習のまちづくりを進め、「いきいきと楽しく、心ふれあう、まなびの都市・生駒」を実現するよう努めるとともに、関西一魅力的な住宅都市を目指して、施策を展開してまいりたいと考えておりますので、教育委員の皆様には、今後ともご指導とご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ③男女共同参画条例について

○細川課長：女性青少年課から、男女共同参画に関する条例の制定について、途中経過と今後の流れ等をご報告させていただきます。

平成18年9月から「(仮称)生駒市男女共同参画基本条例」を考える市民スタッフ会議を開催いたしまして原案を作成し、現在、生駒市男女共同参画推進施策懇話会に報告し、審議いただいております。6月には、懇話会での意見がまとまり次第、広報・HP等でパブリックコメントを聴取するとともに、条例スタッフメンバーによる市内懇話会を開催し意見を集約いたしまして、再度、生駒市男女共同参画推進施策懇話会に報告・審議をお願いし、最終案を決定させていただきたいと考えております。今後いろいろな形で広報等にもでてくると思いますが、最終案がまとまりましたら、改めてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第4、報告第9号及び日程第5、報告第10号ですが、いずれも臨時代理につき承認を求めることについてでございますので、この2議案については、一括議題といたします。

それでは、生涯学習振興課、米田課長、よろしくお願いいたします。

○米田課長：日程第4、報告第9号と日程第5、報告第10号につきましてご説明申し上げます。

まず、日程第4、報告第9号、臨時代理につき承認を求めることについて、議案書の1ページと資料1をご覧ください。

これにつきましては、議会等の選出母体の役員改選がございまして、生駒市社会教育委員の委嘱について、規則に基づき臨時代理をさせていただきましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、それぞれの役員改選に伴い、議会から福中眞美氏に代わり小笹浩樹氏を、生駒市校舎長会から岩田憲一氏に代わり森脇彬氏を、推薦頂きましたので、この2氏に委嘱したものであり、任期につきましては、前任者の残任期間でございます平成19年7月31日までとなります。

続きまして、日程第5、報告第10号の臨時代理につき承認を求めることについて、議案書の2ページから3ページと資料2をご覧ください。

こちらの方も議会等の選出母体の役員改選がございまして、生駒市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、教育委員会を召集するいとまがなかったため規則に基づき臨時代理をさせていただきましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、それぞれの役員改選に伴い、生駒市ふれあい振興財団事務局から塩谷郁夫氏を、市議会から中谷尚敬氏と中浦新悟氏を、推薦頂きましたので、この3氏に委嘱したものであり、任期につきましては、前任者の残任期間でございます平成

20年6月30日までとなります。

以上でございます。ご承認の程よろしくお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第9号及び日程第5、報告第10号「臨時代理につき承認を求めることについて」（生駒市社会教育委員の委嘱について及び生駒市スポーツ振興審議会委員の委嘱について）は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、報告第11号「平成19年児童・生徒・園児数について」を議題といたします。教育総務課、峯島課長から報告を受けます。

○峯島課長：それでは、報告第11号、平成19年児童・生徒・園児数について、ご説明いたします。議案書の5ページをご参照願います。

本件につきましては、去る5月1日現在で行われました、学校基本調査を踏まえまして、生駒市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第5条第5号の規定により報告いたすものでございます。

まず、小学校につきましては、児童総数6,838名、昨年度と比較いたしまして、学級数が4クラスの減となっております。また児童数は、2名の増となっております。

続きまして、中学校でございますが、生徒総数2,856名で、昨年度と比べまして、学級数は2クラス増、生徒数は65名の増となっております。

ちなみに1学級当たりの児童・生徒数ですが、小学校は32.5人、同じく中学校は33.6人となっております、昨年度と比較してほぼ横這いの状況となっております。

次に、議案書6ページでございます。

幼稚園につきましては、園児総数1,647名となっております、昨年度と比べまして、学級数は1クラス減、園児数は32名の増となっております。

以上が平成19年度の児童・生徒・園児数でございますが、参考に教職員について併せて報告いたします。県費教職員数につきましては、昨年同様33名の少人数加配を含めまして、学級数に応じた職員定数等から、昨年度と比較しまして小学校は2名減の353名、中学校は3名増の193名となっております、小学校・中学校の合計数は1名増の5

46名となっております。なお、市費講師を含めると、593名となっております。  
以上、簡単でございますが、ご報告させていただきます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議  
ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、報告第11号「平成19年児  
童・生徒・園児数について」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第7、報告第12号「子どもたちの確かな学力育成の
ための検討委員会第2次報告について」を議題といたします。教育総務課、峯島課長か
ら報告を受けます。

○峯島課長：日程第7、報告第12号、「子どもたちの確かな学力育成のための検討委員
会第2次報告」について、ご説明いたします。別冊の第2次報告書をご参照願います。

「子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会」は、昨年6月の定例会で設置い
ただき、本年5月まで延べ8回にわたり委員会を開催してまいりました。本年2月には、
所掌事務の一つであります「子育て支援に関すること」について第1次報告を行ったと
ころであります。引き続き調査研究を重ねた結果、この度「少人数教育に関すること」
につきましても一定の方向性が見出されたことから、生駒市教育委員会の権限に属する
事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第5条第5号の規定に基づき、本日、第2次
報告を行うものであります。

なお、本日の報告につきましては、2次報告に至るまで委員会の運営にご尽力いた
だきました岩田委員長に出席をいただき、ご報告をお願いいたしておりますので、ご了承
の程、お願いいたします。

○中井委員長：それでは岩田委員長お願いいたします。

○岩田委員長：委員長のお許しを得まして、子どもたちの確かな学力育成のための検討
委員会の第2次報告を行います。お手元の第2次報告書をご覧ください。ページに沿って
要点を抜粋して朗読させていただきます、報告にかえさせていただきます。

(朗 読)

○岩田委員長：以上、簡単ではございますが当委員会の意のあるところをご賢察賜り、よろしくご審議の程お願い申し上げ、これにて第2次報告とさせていただきます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

○中田委員：事務局にお尋ねします。30人学級編制を実施することは、現状から考えて実現可能だと思いますか。

○峯島課長：予算の関係上、一斉に実施することは難しいと考えます。地域によって教室に余裕のある学校もあれば、増築が必要な学校もあります。全学年は難しいと思いますが、年次的に行うことは可能です。

○木下委員：具体的には、どの学年がいいでしょうか。やはり、環境が大きく変わる小学校1年生でしょうか。

○早川教育長：「子どもの確かな学力育成のための検討委員会の会議」には私も何度か出席させていただいたのですが、少人数教育については、特に少人数指導と少人数学級の2つの方面で意見をだしていただきました。また、少人数学級の実施学年については様々な意見が出ておりました。

少人数指導については、検討委員会の全委員から効果が期待できるという意見をいただきましたが、少人数学級については、1年間を通じて生活指導・学習指導を行う基礎集団となることから、賛否両論ございました。

特に中学校では、個に応じた指導という意味では少人数指導は有意義になるのですが、少人数学級となると、集団活動という面ではいろいろな問題が生じる可能性があるという意見がありました。また、小学校についても、少人数学級が学級集団として適切かどうかということについて相当議論がなされました。ただ、小学校の低学年につきましては、いろいろな意味で個人差が大きく、生活指導・学習指導等が難しくなっておりますので、少人数学級が望ましいのではないかという意見が出されました。

現在、県から少人数加配をいただいておりますが、多いところで3人、少ないところでは1人となっており、その少人数加配を用いて、30人学級編制を行っている小学校は、昨年4校、今年は2校でございます。検討委員会には、そのような学校から出てこられている委員さんもおられまして、低学年で30人学級編制を行ってほしいとたいへん助かるという意見をいただきました。そういったことから、最終的には小学校の低学年で少人数学級編制を行うことに検討委員会の委員皆様の意見が一致いたしました。

全学年で実施できれば一番良いのですが、事務局といたしましては、予算的なこともありますので、検討委員会での議論の中身を踏まえ、年次的に実施するのであれば、1

年生からが適切であると考えております。

○中田委員：検討委員会の報告にもありますが、私としても小学校低学年での導入が有効だと思いますし、年次的に行うのであればまず1年生だと思います。

○中井委員長：生駒市としては低学年を具体的にどの学年と考えていますか。

○峯島課長：県は、少人数指導の加配を行う際に小学校の低学年を1年生から3年生と位置付けておりますけれども、本市につきましては財政的なこともありますし、1年生及び2年生とみなしていきたいと考えております。

○中井委員長：奈良市で少人数学級がスタートしたみたいですが、現状について何か把握されていますか。

○早川教育長：奈良市は地域によって生徒数が減少している傾向があり、講師の確保、施設整備の条件等が整い今年4月からの実施となったようです。逆に、生駒市は生徒数が若干増えつつありますので、一番懸念されるのは余裕教室があるかどうかということだと思います。

○中井委員長：隣接する奈良市の動向を参考にしながら、慎重に進めていただきたいと思います。

○木下委員：先日、学校訪問させていただきまして、5年生の2クラスを見せていただいたのですが、クラスの人数が多かったため、机の配置など、空間にゆとりがないと感じました。クラスの人数を減らせば、必ずしも望ましい教育ができるとは限りませんが、教師の資質の向上なども考慮し、今後も調査・研究を進め、生駒市独自の施策を設けてほしいと思います。

○中井委員長：他に、懸念されることはありますか。

○峯島課長：先ほど木下委員からもご意見がありましたし、報告書にもありますように、人材の問題があります。講師を確保することと、教職員の資質も重要な課題になると思いますので、教育指導課の方で学校と協力していただき、少人数学級を進めていくための調査研究チームを立ち上げていただくとともに、教育総務課の方では講師の確保や採用につきまして、早急に考えていきたいと思っております。

○中井委員長：では、小学校1年生を対象に、年次的に導入する方向で事務局で前向きに進めていただくようお願いいたします。

なお、人材確保の件については、過去の採用状況から、現場の先生方の平均年齢はかなり上がっていると思いますし、団塊の世代の退職も始まります。若く優秀な先生方を確保し、きめ細かな指導を行えるよう、第2次報告の提言を尊重し、早期に関係部局との調整に着手され、施策の具現化に向けて取組んでいただくよう要望いたします。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第7、報告第12号「子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会第2次報告について」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第8、報告第13号「生駒市社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会の設置について」を議題といたします。生涯学習振興課、米田課長から報告を受けます。

○米田課長：日程第8、報告第13号、「生駒市社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会の設置」につきまして、ご説明申し上げます。議案書8ページと資料3をご覧ください。

平成19年2月に生駒市行政改革推進委員会の補助金等適正化検討部会から「補助金等の見直しに関する提言書」を頂きました。

その中で「施設使用料などの減免制度は、政策的な配慮などから例外的に設けられるものであり、例えば生涯学習において現行のように利用のほとんどが減免、特に免除となるような制度は、使用料の設定を形骸化させるとともに、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあることに留意が必要です。また、減額・免除制度については、対象となる要件を各施設共通的に適用するような一般的なものに限定することが望ましいと考えます。」とし、「早期に施設使用料の減免のあり方の検討を要望します。」と記載されております。

この提言を受け、この度、要綱を定め、「生駒市社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会」を設置し、社会教育施設を利用する社会教育関係団体をはじめ、市民公募、学識経験者も交え、社会教育施設等使用料の減免について、検討をしてまいりたいと考えておるものでございまして、生駒市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第5条第5号の規定により、報告するものであります。以上でございます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第8、報告第13号「生駒市社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会の設置について」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第9、議案第11号「生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：日程第9、議案第11号、「生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。議案書10ページ及び資料4の新旧対照表をご参照願います。

本案につきましては、本年2月に「子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会」から第1次報告として「子育て支援」に関する具体的な方策の提言を受けたことに基づき、3歳児待機児童の解消（全員受入れ）に向け、受入条件の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、「定員」について定めております第2条を改定するもので、3歳児の定員を現在の20名から25名に改めさせていただき、施設増設を最小限に抑制するため、各幼稚園の定数を列記していたものを、国の幼稚園基準に則した標準にあわせるものです。

○中井委員長：3歳児の受入れに伴う定員増に関する議案でございますが、3歳児については、全国的にも、また県内でも生駒市は先進的に取り組んでいただいたと思いますので、もう少し説明をお願いします。

○中田部長：県内では他市に先駆けて平成11年から年次的に実施し、平成13年には完全実施いたしております。現在の定数20名を25名に引き上げることで、保護者には教育の質が低下するという懸念があると思うのですが、いろいろ検討させていただき、また現場の園長先生方にも相談させていただきました結果、平成13年の完全実施から6年が経過し、ある程度の教育的なカリキュラムは定着しており、教育力の低下は招かないとの結論に達しました。そこで、今回、3歳児全員受入れに当たって、総合的に考えて3歳児の1クラスの定員を引き上げたいということでございます。

○早川教育長：私から補足でございますが、奈良市では3歳児の受け入れは行っておら

ず、公立の幼稚園の運営上支障をきたすほど園児数が減っているように聞いております。その反面、私立の幼稚園に通わせる保護者が増えていますが、私立は入園料や授業料が高く、保護者の負担も増えていきます。そのような中で、生駒市が先進的に3歳児保育の実施に取り組み、成果をあげてきました。しかし、年々早くから集団教育を受けさせたいという保護者の願いが強くなり、待機児童数も相当増えてきております。

行政といたしましては、保護者の負担増を考えると、やはり公立幼稚園で対応したいと考え、3歳児の待機児童解消という発想へつながっていったわけでございます。

そうして、限られた予算の中で保護者の希望に沿うため、また、できるだけ教師の負担や子どもたちの安全性を考えながら議論を重ね、知恵を絞っていただきました結果、20人から25人という定員増が一番実現可能だということになりまして、今回議案に出させていただきます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第9、議案第11号「生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第10、議案第12号「生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：それでは、議案第12号、生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部改正について、ご説明いたします。議案書の11ページをご参照願います。

本件につきましては、県内他市の状況を鑑み、従来受け付けていなかった年度途中での就園奨励の申請を考慮するものです。

まず、第2条につきましては、年度途中入園者・転入者の申請を随時受け付けることとしております。それに伴いまして、減免措置に関する調書・補助金交付申請書の提出につきまして第3条、第4条の一部を改正しております。また、減免措置の方法の提出

につきまして、第5条の一部を改正しております。様式第1号は、年度途中入院した転入者の申請を補助して変更するものです。以上、簡単でございますが、ご報告させていただきます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○中田委員：年度途中入園者・転入者でも申請を受け付けてもらえれば、保護者にとって大変ありがたいことだと思います。

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第10、議案第12号「生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第11、議案第13号「生駒市立幼稚園預かり保育実施要綱の制定について」を議題といたします。教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：議案第13号、生駒市立幼稚園預かり保育実施要綱の制定について、ご説明いたします。本件につきまして、昨年度12月に実施いたしました、アンケート結果を踏まえ、「子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会」の第1次報告で早期実施への提言いただいていたものです。

まず、預かり保育とは、幼稚園の教育時間終了後、保護者の希望により在園児を当該幼稚園において、預かり保育することにより、保護者の子育て支援及び社会参加を促進するためのものです。本制度の概要につきましては、議案書13ページの実施要綱をご参照ください。

実施日及び実施時間につきましては、水曜日を除く幼稚園の開園日を予定しておりますが、今年度につきましては、初年度でございますので、全園で2学期からの実施を考えております。具体的な預かり保育の実施日につきましては、各園から園だよりにて、保護者に周知することにいたします。

続きまして、第4条の要件でございますが、保護者の園児の兄弟の授業参観や懇談会に出席する場合や家族の入通院、看護・災害、事故等の緊急の場合及び保護者の就労や

就学等の一定の要件を定めております。

また、預かり保育の利用料としましては、第7条で日額300円の自己負担を設けております。なお、保護者への周知方法といたしましては、資料6の預かり保育の実施について（案）を7月初旬に各園から配布するとともに、同月の広報で制度の概要を掲載する予定をしております。以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑・応答 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第11、議案第13号「生駒市立幼稚園預かり保育実施要綱の制定について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第12、議案第14号「平成19年生駒市議会（第3回）定例会提出議案の意見について」を議題といたします。

複数ございますので、個々の提出議案についてそれぞれ担当課から説明を受けます。

○峯島課長：日程第12、議案第14号「平成19年生駒市議会（第3回）定例会提出議案の意見について」体育振興課に係るもの以外について、ご説明いたします。議案書は18ページからとなります。

◎ 平成18年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

○峯島課長：まず、「平成18年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書について」ですが、本案につきましては、先の市議会でご承認いただいた繰越明許について、今回、繰越額が確定したことに伴い、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき市議会に報告するものです。19ページをご参照ください。

（款）教育費、（項）小学校費、（事業名）小学校校舎耐震改修事業については、平成19年度に予定しております生駒小学校校舎及び体育館の耐震補強工事につきまして、国の補正予算により平成18年度事業として採択されたことに伴い、本年3月定例市議会におきまして83,000,000円の補正をお願いしたところですが、未契約のため全額を繰り越しいたしましたので報告させていただきます。

なお、工事につきましては、教育への影響と児童の安全を考え、夏休み期間を利用し

て行う予定をしております。

次に、中学校費では、「鹿ノ台、光明、緑ヶ丘、大瀬中学校の校内LANの整備工事」、「上中学校中央棟の屋上防水工事」、「上中学校体育館屋根の塗装工事」、「光明中学校防球ネット設置工事」を行うため、32,000,000円の繰越明許をご承認いただきましたが、入札の結果、安価で執行できたことにより25,935,000円の繰越となりました。

また、幼稚園費では「俵口幼稚園の渡り廊下改修工事」費として、1,800,000円を繰越明許し、入札の結果、1,796,550円の繰越となりました。なお、工事はいずれも竣工しております。

続きまして、社会教育費のほうもあわせて説明させていただきます。社会教育費の南コミュニティセンター施設整備事業につきましては、南コミュニティセンター駐車場整備のための経費でございまして、51,300,000円の繰越明許をご承認いただきましたが、安価に契約できたことと、事業費を精査した結果42,000,000円の繰越額となっております。なお、本駐車場建設工事につきましては、本年10月末の完成を予定しております。

#### ◎生駒中学校本館中館改築等工事請負契約の締結について

○峯島課長：次に、「生駒中学校本館中館改築等工事請負契約の締結について」ですが、本案につきましては、事後審査型条件付一般競争入札を行いましたところ、大日本土木株式会社奈良営業所が1,224,920,812円で落札し仮契約を締結いたしました。議決事件に該当することから市議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要ですが、耐震診断の結果、本館及び中館は改築、北館は耐震補強工事を行うとともに、南館についても、建築後20年以上が経過しているため、改修工事を行います。

#### ◎小学校及び中学校情報教育用機器の取得について

○峯島課長：次に、「小学校及び中学校情報教育用機器の取得について」ですが、本案につきましては、情報教育の環境整備を図るため、児童・生徒用のパソコン等の情報関係機器の購入に伴うものです。

内容でございまして、指名競争入札によりまして、株式会社ライオン事務器と44,835,000円で契約を締結するため、市議会に提出し、議決を求めるものでございます。

今回の購入では、平成14年度にパソコン教室に導入した小学校3校、中学校1校のパソコンを更新するとともに、教職員の事務効率を向上させるため、小学校各5台、中学校各4台のパソコンを職員室に配置するために購入します。

なお、パソコン室で使用していた旧機種は、職員室に再配置し事務処理用として活用します。以上でございます。

#### ◎和解について

○中井課長：続きまして体育振興課から提案いたします議案についてでございますが、関連議案でございますので和解案件と補正予算に係る案件を合わせてご説明申し上げます。まず、議案書22ページの和解についての議案でございます。

この議案につきましては先日来、委員の皆様方にご心配をおかけいたしておりました、(仮称)総合スポーツ公園整備事業用地にかかる生駒市用地取得差止請求住民訴訟事件につきまして、既に報道等でご存知のとおり奈良地方裁判所から和解勧告がございまして昨日、奈良地裁におきまして仮合意にいたりしました。

和解の内容は、損害賠償請求を前提とした用地取得差止請求の放棄等を盛り込んだものとなっております、この勧告内容での和解が最善であるとの判断から議案提出をするものです。

◎平成19年度生駒市一般会計補正予算(第1回)

○中井課長：次に議案書24ページでございます。和解の議案に関連いたしまして平成19年度生駒市一般会計補正予算(第1回)を提出するもので、136,200,000円を歳入歳出予算の総額に追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ32,046,200,000円とする補正を行うものでございます。

次に議案書26ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。下側の表歳出予算で(款)12諸支出金、(項)1普通財産取得費、(目)1土地取得費、(節)12役務費、同じく(節)17公有財産購入費におきまして補正予算をお願いするものでございまして、本補正予算は先の和解案件での和解内容に基づき、土地開発公社先行取得の債務弁済としての用地取得を公有財産購入費で135,600,000円、原告負担の鑑定費用を役務費、手数料で600,000円の増額補正をさせていただき、補正予算の財源につきましては、上の歳入の表にありますように前年度繰越金を充当させていただくという議案を提出させていただくものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり市議会へ提出することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第12、議案第14号「平成19年生駒市議会(第3回)定例会提出議案の意見について」は、原案のとおりといたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：他にございませんか。それでは、これにて閉会いたします。

午前11時20分 閉会